

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について
(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成 21 年 10 月 14 日

会 社 名 株式会社ピーシーデポコーポレーション
(J A S D A Q コード・ 7 6 1 8)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 会社情報の適時開示に関する当社方針

当社は、情報開示を重要な経営課題と認識しており、投資判断に影響を与える重要な会社情報については、金融商品取引法及びジャスダック証券取引所の定める「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」(以下、「適時開示規則」という。)等に則り、すべての株主・投資家の皆様に対して適時に、公平に、迅速に、かつ正確に開示する方針であります。

また、法令・規則に定めがなくとも、株主・投資家の投資判断に多大な影響を与えると判断をした情報についても公平かつ迅速に開示を行います。

2. 適時開示に係る責任及び担当部署

当社は、適時開示規則に定める会社情報の管理及び適時開示の管理責任者として経理・財務本部長を情報取扱者に任命し、担当部署を社長室としております。

3. 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

(1)適時開示の意思決定および会社情報の開示

会社の重要な情報の管理については、「決定事実・発生事実に関する情報」については社長室が、「決算に関する情報」については財務部がそれぞれ各部署あるいは子会社より報告を受け、原則、取締役会の承認を経て適時開示規則等に則り、情報取扱責任者がジャスダック証券取引所へ開示することとしております。

また緊急に開示すべき事実が発生した場合には、社長又は情報取扱責任者の判断により迅速に会社情報の開示を行うこととしております。

(2)適時開示に係るチェック機能等

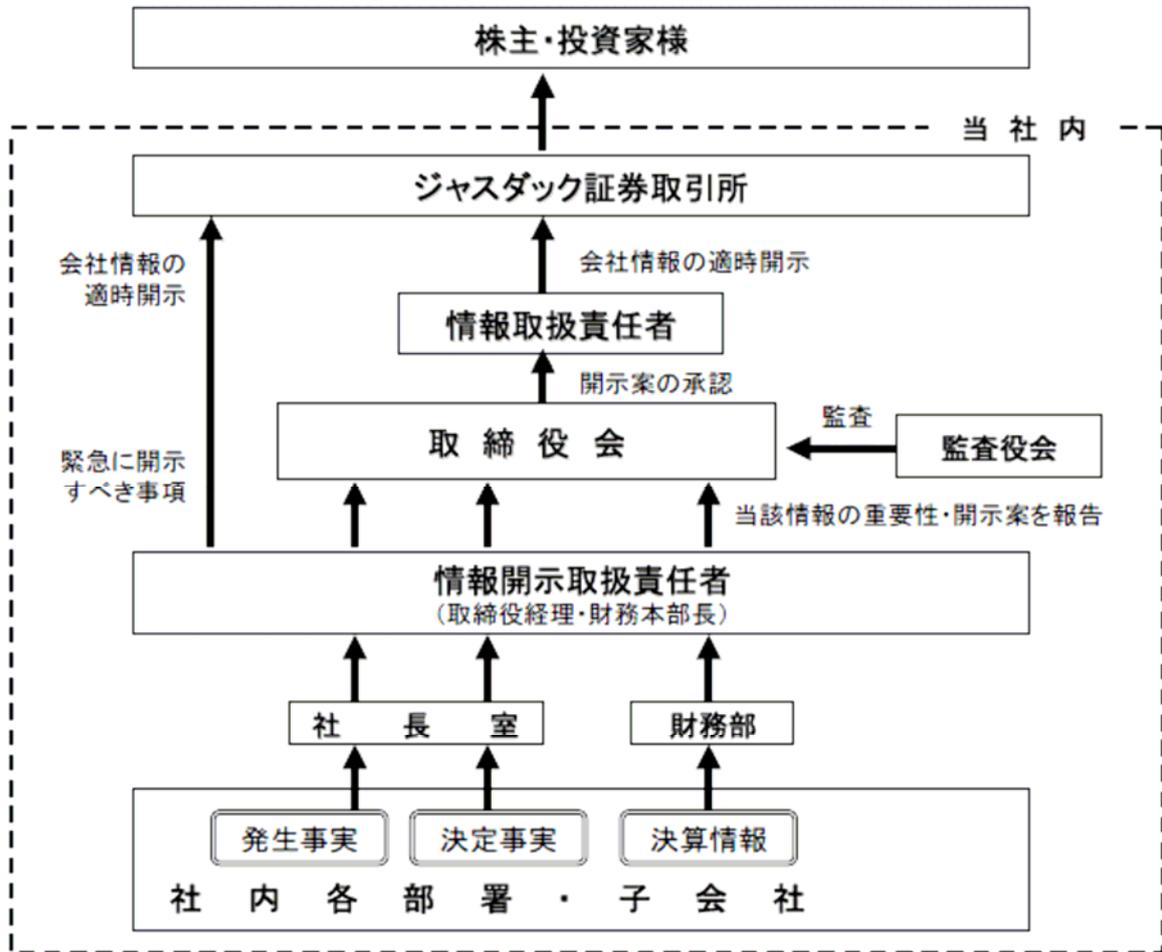
社長室は、情報取扱責任者の指示のもと、適時開示規則等に則り、情報開示の要否、開示内容等の確認を社内関係部門又は必要に応じて会計監査人、弁護士等に行っております。また、経営のチェック機能の一環として、各監査役は会社法上の監査のほか、監査役会で決定された監査方針及び監査計画に基づき、会計監査人および内部監査部門等と連携し、取締役会をはじめとする社内主要会議への出席並びに当社及び子会社等の監査により取締役の職務執行状況の監査を行っております。

(3)会社情報の管理体制

会社情報の取扱については情報取扱責任者、財務部、社長室ならびに該当事項の関係者のみに限定をしております。該当部署以外には情報漏洩をしないよう細心の注意を払っております。

【概略図】

会社情報の適時開示の主な社内体制図は次のとおりです。



以 上